

群馬労働局の取組 トピックス (令和8年4月8日配信)

- ① 働き方・休み方改善コンサルタントのご案内
- ② 不合理な待遇差の禁止
- ③ 働き方改革推進支援センターのご案内



発信者 群馬労働局雇用環境・均等室

- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介いたします。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

① 働き方・休み方改善コンサルタントのご案内

社内でこんなご要望・お悩みはありませんか？

- ◆従業員の健康保持やワーク・ライフ・バランスを推進したい
 - ～業務の特性に応じた柔軟な働き方の導入を検討したい（変形労働時間制や裁量労働制の活用等）
 - ～長時間労働を見直したい（時間外・休日労働の削減等）
- ◆優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい
 - ～年次有給休暇を取りやすくしたい（時間単位年休・計画年休導入等）
 - ～特別休暇制度を導入したい（病気休暇・ボランティア休暇等）
- ◇育児・介護等のために退職してしまう従業員がいる
- ◇短納期発注での「しわ寄せ」を受けている



コンサルタントにご相談ください！

☆次のような方法でご利用いただけます。

- ◆コンサルティング（個別訪問によるアドバイス）
コンサルタントが事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、改善に向けた具体的なアドバイスや資料の提供を行います。
- ◆説明会への講師派遣
労働時間や休暇制度に関する説明会などに、コンサルタントを講師として派遣します。



無料です！

ご相談先：群馬労働局 雇用環境・均等室

☎：027-896-4739

（平日9：30～17：00）

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8F

② 正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差は禁止されています！



正社員と同じ仕事をしているのに…なぜ正社員と同じ手当がもらえないの？

…その待遇の違い、説明できますか？

パートタイム・有期雇用労働法において、正社員とパート・有期雇用労働者間で不合理な待遇差を設けることは禁止されています。また、事業主は、パート・有期雇用労働者から求められた際に、その待遇差の内容や理由を説明しなければなりません。



1. 説明の求めがあった場合、待遇ごとの性質・目的に照らして、①職務の内容、②職務の内容及び配置の変更範囲、③その他の事情（※）から、待遇差の具体的な理由を説明することが必要です。
「パートだから」「契約社員だから」という説明だけでは認められません。
※その他の事情…職務の成果、能力、経験、合理的な労使慣行、事業主と労働組合との交渉経緯等
2. 比較対象となる正社員の待遇の、具体的な内容又は基準も説明しなければなりません。



「待遇」差について、何をどう見直せばいいの？

「待遇」とは、基本給、賞与、通勤手当等の各種手当のような賃金に限らず、慶弔休暇、教育訓練、病気休職等あらゆる待遇を含みます。



③ 「群馬働き方改革推進支援センター」が、お悩み解決をサポートします！



来所・電話相談

来所・電話等によりご相談を承ります。

受付時間 平日9:00~17:00

群馬働き方改革推進支援センター

TEL 0120-486-450



企業へのコンサルティング

専門家が、中小企業等に対し、個別訪問もしくはオンラインによるコンサルティングを実施しています。



助成金の活用相談

働き方改革推進支援助成金やキャリアアップ助成金など、働き方改革に関連する助成金の相談を承ります。

社会保険労務士等の専門家が相談に対応し、同一労働同一賃金の取組を支援します

Step① 正社員と非正社員間の待遇差の内容、理由の確認

Step② 待遇差が「不合理ではない」ことを説明できるか確認、整理

Step③ 待遇差の改善に向けた検討（状況に応じて助成金の活用をご案内）

⇒労働者の納得性が高まり、生産性の向上に寄与

上記の他、以下の様な相談にも対応します

- ◎「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- ◎最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- ◎残業を減らしたい。
- ◎いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

